＜別紙＞

五島市短期滞在住宅利用許可条件

五島市短期滞在住宅（以下「短期住宅」という。）の利用許可に際し、次のとおり条件を附す。

（届出事項）

第１条　利用者又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

（１）引き続き１ヶ月以上短期住宅を留守にするとき、又は現に居住していないとき。

（２）利用者又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

（３）利用者又は連帯保証人の死亡、行方不明となったとき。

（禁止事項）

第２条　利用者は短期住宅の利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

（１）利用の許可を受けていない者に短期住宅を利用させる。

（２）短期住宅の写真・映像を撮影する。また、撮影したものをSNSやネット上に公開する。

（３）短期住宅の屋内で喫煙する。（４）銃砲刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管する。

（５）排水管を腐食させるおそれがある液体を流す。

（６）大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行う。また、花火やバーベキュー、荷物の放置など、短期住宅の他の住人や近隣の迷惑になること。

（７）鳥獣等動物の飼育をする。武家屋敷第２アパート２、３号室においては飼育可。ただし、五島市短期滞在住宅利用許可書（様式第２号）により飼育の許可を受けた動物に限る。

（８）短期住宅を居住の目的以外に利用する。

（９）市の許可なく、短期住宅を１カ月以上留守にする。

（１０）市の承諾を得ていない自動車を敷地内に駐車する（入退去時の引越し等に係る業者車両を除く）。

（１１）素潜り等、漁業関係者の迷惑になる行為。

（１２）合鍵を作製する。

（許可の取消し）

第３条　利用者が次のいずれかに該当したときは、市長は何らの催告を要せず本許可を取り消すことができ、利用者は住宅を直ちに明け渡さなければならない。

（１）第２条の禁止事項に違反したとき。

（２）入居者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員及び関係者であることが判明したとき。

（３）その他、五島市短期滞在住宅規程及び五島市短期滞在住宅利用許可条件の各条項に違反したとき。

２　前項の場合、市長は利用者の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、短期住宅の施錠交換等、利用者の短期住宅利用を中止する措置をとることができることを、利用者はあらかじめ承諾したものとする。

（附属施設の利用）

第４条　附属施設の利用については、市長又は管理人の指示に従うものとする。

私は、令和　　年　　月　　日付け、第　号をもって許可を受けた短期住宅の利用において、五島市短期滞在住宅規程及び五島市短期滞在住宅利用許可条件の内容を了承し、利用期間中遵守してまいります。

利　用　者　　　　　　　　　　　　　印

連帯保証人は、五島市短期滞在住宅規程及び五島市短期滞在住宅利用許可条件の内容を了承し、利用者とともに、利用期間中遵守してまいります。

連帯保証人　　　　　　　　　　　　　印

※　五島市短期住宅利用許可申請書には次の書類を添付する。

利　用　者（住民票・印鑑証明写し）

連帯保証人（住民票・印鑑証明写し）